

令和4年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分案について

＜剰余金の処分概要及び処分内容について＞

【処分概要】

地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要である。

【処分内容】

決算の認定議案と同一議案とし、減債積立金を使用して企業債を償還した後に振り替えられた未処分利益剰余金（①）19,274,190円を資本金に組み入れる（②）。

負債	固定負債	企業債、引当金等		
	流動負債	企業債、引当金等		
	繰延収益	長期前受金		
△長期前受金収益化累計額				
資本	資本金	自己資本金		
	剰余金	資本剰余金（受贈財産評価額、国庫補助金等）		
		利益剰余金	減債積立金 19,274,190円	②
			企業債償還後に振り替えられた 未処分利益剰余金19,274,190円 ①	